

<p>【注の見直し】</p> <p>D008 内分泌学的検査</p>	<p>注 患者から1回に採取した血液を用いて本区分の1から9までに掲げる検査を5項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 10項目以上 117点</p> <p>注 (略)</p>	<p>注 患者から1回に採取した血液を用いて本区分の1から8までに掲げる検査を5項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 10項目以上 115点</p> <p>注 (略)</p>
<p>【注の見直し】</p> <p>D009 腫瘍マーカー</p>	<p>注 患者から1回に採取した血液を用いて本区分の12から41までに掲げる検査を3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。</p> <p>イ～ハ (略)</p>	<p>注 患者から1回に採取した血液を用いて本区分の13から47までに掲げる検査を3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。</p> <p>イ～ハ (略)</p>
<p>【注の見直し】</p> <p>D013 肝炎ウイルス関連検査</p>	<p>注2 患者から1回に採取した血液等を用いて本区分の2から21までに掲げる検査を2項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。</p> <p>イ～ハ (略)</p>	<p>注2 患者から1回に採取した血液等を用いて本区分の2から26までに掲げる検査を2項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。</p> <p>イ～ハ (略)</p>
<p>【注の見直し】</p>	<p>注 患者から1回に採取した血液を用いて本区分の3から12までに掲げる検査を3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目</p>	<p>注 患者から1回に採取した血液を用いて本区分の3から14までに掲げる検査を3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目</p>

D 0 1 4 自己抗体検査	<p>数に応じて次に掲げる点数により算定する。 イ・ロ (略) ハ 5項目以上 469点</p>		<p>数に応じて次に掲げる点数により算定する。 イ・ロ (略) ハ 5項目以上 460点</p>
【注の見直し】	<p>注 本区分の9から12まで及び16(抗ARS抗体に限る。)に掲げる検査を2項目又は3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、それぞれ320点又は490点を算定する。</p>	→	<p>注 本区分の9から14まで及び17に掲げる検査を2項目又は3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、それぞれ320点又は490点を算定する。</p>
D 0 1 7 排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査	(追加)	→	<p>注 同一検体について当該検査と区分番号D 0 0 2に掲げる尿沈渣(鏡検法)又は区分番号D 0 0 2-2に掲げる尿沈渣(フローサイトメトリー法)を併せて行った場合は、主たる検査の所定点数のみ算定する。</p>
D 0 2 5 基本的検体検査実施料(1日につき)	<p>【注の見直し】</p> <p>注2 次に掲げる検体検査の費用は所定点数に含まれるものとする。 イ～ヲ (略) ワ 自己抗体検査 寒冷凝集反応、リウマトイド因子(RF)半定量及びリウマトイド因子(RF)定量</p>	→	<p>注2 次に掲げる検体検査の費用は所定点数に含まれるものとする。 イ～ヲ (略) ワ 自己抗体検査 寒冷凝集反応及びリウマトイド因子(RF)定量</p>